

足立区議会議長 古性重則 様

足立区議会議員 29番 はたの昭彦 印

文 書 質 問 書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テ ー マ 及 び 質 問 項 目

1. 公契約条例と公契約等審議会答申について

令和元年、学校施設課職員による収賄事件をきっかけに、区長が足立区公契約等審議会に対し、「情報漏洩に至った原因及び問題点の検証、並びに予定価格の公表のあり方、工事発注の方法などについての提言」を行うよう求めた諮問に対する答申が出された。答申では工事实績のあるCランク事業者の受注可能額の拡大や総合評価方式による入札の拡大など評価できるものもあるが、予定価格6000万円以上の工事への区内支店事業者の参入などは重大な問題であり、公契約条例の視点が欠如していると言わざるを得ない。

(1) 区内本店事業者にのみ入札を限定することについては、平成18年10月26日の最高裁第1小法廷判決、平成26年7月10日の水戸地裁判決を根拠に認められないとしているが、入札業者の指名にあたって地元企業を優先することは、①工事現場への距離が近く、現場に関する知識を有していることから、契約の確実な履行が期待できる。②地元経済の活性化にも寄与することから、地元企業を優先することの合理性そのものを否定しているわけではない。足立区では、地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的に平成26年4月1日から公契約条例が施行されている。条例は自治体が制定する法であり、まさに公契約条例が地元企業を優先することの合理的理由を担保しているとは思わないか。

(2) 「公契約条例」は平成21年に千葉県野田市で初めて制定されたもので、平成18年の最高裁判決当時は「公契約条例」という考え方そのものが無かった。また、水戸地裁判決の対象自治体でも「公契約条例」はない。そのような背景を考えると両判決とも、「公契約条例」という考え方を加味しての判決ではないと思うがどうか。

(3) 今回の答申には地元業者優先における「公契約条例」の評価の記述は全くない。「公契約条例」を前提として諮問したのか具体的に明らかにされたい。足立区の入札制度において「公契約条例」を加味した上で、公契約等審議会での審議が必要なのではないか。